

第21回 あきたスギッチファンド助成事業募集要項

2019年 5月募集

認定特定非営利活動法人 あきたスギッチファンド

あきたスギッチファンドは地域の課題を解決し、秋田を元気にする活動に取り組む団体を支援するファンドです。ファンドの助成により、団体の活動が前進するとともに、組織が成長することが期待される事業を対象とします。

1 助成対象となる事業メニューと助成額、募集件数

本ファンド	<p>秋田県内で行なわれる地域課題を解決する活動、社会に貢献する活動であり、団体等が自ら企画する事業で、単独あるいは数団体が協働する事業を対象とする</p> <table border="1" data-bbox="593 913 1353 1111"> <thead> <tr> <th>助成額</th> <th>事業に対する助成率</th> <th>募集团体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限10万円コース</td> <td>9/10 以内</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>〃 30万円コース</td> <td>〃</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>〃 50万円コース</td> <td>〃</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	助成額	事業に対する助成率	募集团体数	上限10万円コース	9/10 以内	2	〃 30万円コース	〃	3	〃 50万円コース	〃	2
助成額	事業に対する助成率	募集团体数											
上限10万円コース	9/10 以内	2											
〃 30万円コース	〃	3											
〃 50万円コース	〃	2											
冠ファンド 1 秋田銀行行員有志からの資金提供	<p>「秋田未来づくりファンド」 少子高齢化が進む秋田県の課題解決に取り組み、明るい未来の創造を目指す活動を対象とする</p> <table border="1" data-bbox="593 1344 1353 1491"> <thead> <tr> <th>助成額</th> <th>事業に対する助成率</th> <th>募集团体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限20万円コース</td> <td>10/10 以内</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上限30万円コース</td> <td>10/10 以内</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	助成額	事業に対する助成率	募集团体数	上限20万円コース	10/10 以内	1	上限30万円コース	10/10 以内	2			
助成額	事業に対する助成率	募集团体数											
上限20万円コース	10/10 以内	1											
上限30万円コース	10/10 以内	2											
冠ファンド 2 秋田魁新報社からの資金提供	<p>「秋田魁新報社 がんと生きるファンド」 がん患者を支援する事業、がんを予防する事業を対象とする</p> <table border="1" data-bbox="593 1671 1361 1787"> <thead> <tr> <th>助成額</th> <th>事業に対する助成率</th> <th>募集团体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限10万円コース</td> <td>10/10 以内</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	助成額	事業に対する助成率	募集团体数	上限10万円コース	10/10 以内	2						
助成額	事業に対する助成率	募集团体数											
上限10万円コース	10/10 以内	2											

2 助成対象となる団体の要件

- ① 公益的、社会的な活動を行うNPO等（*）の団体で、秋田県内に主たる拠点を置き、活動の主たる範囲が秋田県内であること。
- ② 団体の活動内容等と実施事業の内容を公開（文書・インターネット等）すること。
- ③ 政治活動や宗教活動等を目的とする団体ではないこと。
- ④ 暴力団又はその他の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- ⑤ その他、反社会的活動等を行っていないことをこのファンドが認めた団体であること。

*ここでいうNPO等とは、原則として定款や規約等で公益性を規定しているNPO法人、社団法人、市民活動団体、あるいはそれに準じる団体を指す。

3 事業期間

交付決定の翌日から2020年2月10日まで。

事業終了後、必ず1カ月以内に事業報告書を添えて精算報告をすること。

4 助成対象となる経費

助成の対象となる経費は、事業を適切に実施するために必要な次の経費とする。

1	報償費	講師、各分野専門家等への謝礼
2	旅費	交通費、宿泊費
3	使用料・賃借料	会場、設備、機材等の借上料
4	印刷・複写費	印刷製本費、広告宣伝費
5	通信運搬費	郵送料、配送料、通信費
6	備品購入費	事業実施に用途が限定されるもの
7	消耗品費	事務用品等の物品
8	食糧費	事業実施に用途が限定されるもの
9	人件費	事業実施に要する人件費
10	その他	上記以外に必要と認められる経費

助成対象経費の制限

上記6備品購入費（概ね単価1万円以上）については、原則として助成申請額の二分の一を限度とする。

上記8食糧費については、原則として助成申請額の三分の一を限度とする。

上記9人件費については、原則として助成申請額の六分の一を限度とする。

※助成申請書の書き方については、別添の「あきたスグッチファンド応募の手引」を参照のこと。
経費については、交付決定額の4/5を概算払いすることができるものとし、交付決定の翌日から1月11日までに別添の請求書を添えて請求する。

5 助成スケジュール

募集開始	2019年 5月 6日 (月)
募集締切	2019年 6月 6日 (木) ※締切厳守 当日消印有効
公開審査会	2019年 7月 6日 (土)
概算払い請求	交付決定の翌日～2019年 8月 5日 (月)
事業期間	交付決定の翌日～2020年 2月10日
精算報告	事業終了後1カ月以内に事業報告書を添えて報告する。2月に事業を終了する場合は、助成期間に関わらず、2020年2月末日までに報告すること。
情報公開	事業開始日～
事業報告会	未定

6 選考の基準

	選考項目	内 容
必 須 選 考 項 目	①活動の公益性	・地域社会の課題解決を目指した活動であるか。 ・地域のニーズを把握した活動であるか。
	②活動の具体性	・活動の実現に向けた具体的な計画であるか。 ・活動を確実に実施できるための体制が十分であるか。
	③費用の妥当性	・経費の積算が適切であるか。 ・活動に要する経費に対し、団体の負担が適切であるか。
	④活動の継続性	・継続的で自主的な活動が今後も見込まれるか。 ・活動に発展性が見込まれるか。
そ の 他 の 選 考 項 目	活動の独創性	・活動に先駆性、開拓性があるか。
	活動の効果性	・助成金が団体の基盤整備にどうつながるか。 ・冠ファンドについては、ファンドの趣旨に結びつく活動であり、高い効果が見込める活動か。

7 選考方法

本ファンド、冠ファンド

書類審査及び公開審査（プレゼンテーション）による。但し、本ファンドの10万円コースは書類審査のみとする。

公開審査会：2019年 7月 6日 (土)

審査会場：秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」

8 選考委員会

理事会において選任された委員をもって構成する。後日ホームページで公開する。

但し、選考委員が申請団体や申請事業の関係者である場合は、その関係する審査には加わらない。

9 決定通知

選考の結果は、公開審査会当日発表の後、文書をもって通知する。

10 報告書提出

助成を受けた団体は、事業終了後1カ月以内に報告書を提出し清算する。

後日、事業報告会で報告をする。

11 情報の公開

応募した団体の情報は原則として公開する。事業報告書は、文書及びインターネット上に公開する。

12 応募方法

所定の用紙に記入のうえ、以下の添付書類を添えて、県南地区はNPO法人秋田県南NPOセンターに、中央地区は秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎に、県北地区はNPO法人秋田県北NPO支援センターに提出する。

なお、応募書類は返還しない。

- ① 応募用紙
- ② 直近の年度活動報告書
- ③ 直近の年度決算書
- ④ 役員名簿（非公開）

13 募集受付

募集受付 2019年 5月 6日（月）～2019年 6月 6日（木）

（締切厳守、当日消印有効）

14 その他

前回（第19回スギッチファンド）の助成を受けた団体は今回申請することはできない。

申請は1団体1事業まで。10万円コース、30万円コース、50万円コース、冠ファンドとの併願は認めない。

今回の申請事業で他団体、行政機関等から助成金・補助金等を受けている場合はその旨を明記のこと。

ファンドの助成が決定した団体は、併せて県南地区はNPO法人秋田県南NPOセンター、中央地区は秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」、県北地区はNPO法人秋田県北NPO支援センターから活動内容に対する助言を受ける事ができる。

助成事業の内容及び予算について変更があった場合及び予算に20%を超える増減がある場合は、速やかに報告すること。団体及び活動内容に疑義が生じた場合や、事業内容の変更があった場合は、選考委員会で協議のうえ、助成金の返還義務が生じることがある。

15 お問い合わせ・応募書類送付先

県南地区（仙北地域振興局、平鹿地域振興局、雄勝地域振興局 管内）

NPO法人秋田県南NPOセンター
〒013-0046 横手市神明町1-9
TEL 0182-33-7002 FAX 0182-33-7038
E-mail : ssc7002@luck.ocn.ne.jp

中央地区（秋田地域振興局、由利地域振興局 管内）

秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎」
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切2-4-2
TEL 018-829-5801 FAX 018-829-5803
E-mail : yutori@circus.ocn.ne.jp

県北地区（鹿角地域振興局、北秋田地域振興局、山本地域振興局 管内）

NPO法人秋田県北NPO支援センター
〒017-0842 大館市字馬喰町4-8-1
TEL 0186-49-8553 FAX 0186-49-8589
E-mail : angec1@io.ocn.ne.jp

総括

認定特定非営利活動法人 あきたスギッチファンド
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切2-4-2
TEL 018-839-8941 FAX 018-829-5803
E-mail : madoguchi@sugicchi-fund.jp
ホームページ URL : <http://www2.akita-kenmin.jp/~akita-npo-fund/>